

# 電波法の一部を改正する法律案の概要(電波利用料関係①)

## ○電波利用料とは

不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の 受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の処理に要する費用を、受益者である無線局の免許人にいわゆる電波利用の共益費用として負担を求めるもの。(電波法附則第14項に基づき、少なくとも3年ごとに見直すこととされている。)

## 1 電波利用料の料額の見直し(平成26年～28年度の3年間の料額)

### (1) 電波利用料の算定における軽減措置の見直し

携帯電話、移動受信用地上基幹放送に、新たに軽減係数(※)を適用 ⇒ 関係事業者の負担の軽減を図る

(参考)携帯電話	現行 約9500万円/MHz	⇒ 約6200万円/MHz (1/2の軽減係数を適用 ※国民の生命、財産の保護に寄与)
移動受信用地上基幹放送	現行 約9500万円/MHz	⇒ 約2900万円/MHz (1/4の軽減係数を適用 ※テレビ等と同様)

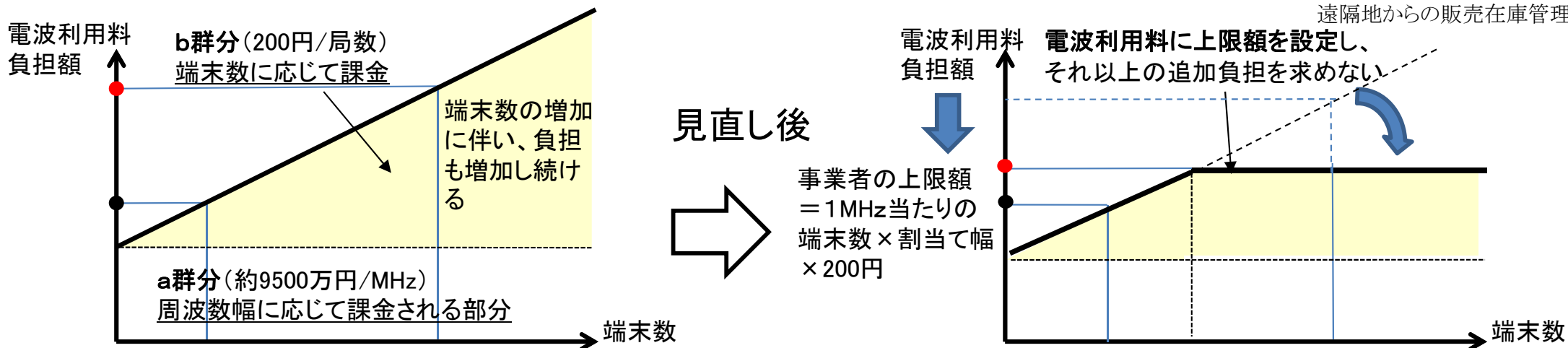
※ 現行及び見直し後も、この他無線局1局あたり200円が課される。

(※)軽減係数:電波利用料算定において、電波の普及や国民の生命の保護等の観点から、特定の無線システムに一定の軽減を行うために設けられた係数。

### (2) スマートメーターやM2M ※等の新たな無線システムに対する料額の見直し

ICTインフラとしての普及を促進する一助とするため、広範囲の地域において周波数帯を高密度に利用する携帯電話及び携帯電話等を利用するスマートメーターや、M2M等の無線システムに係る電波利用料については、**上限額を設定**

⇒ 一定数以上、端末数が増加しても、追加負担を求めない。 ※スマートメーター:電力使用量の自動検針等  
M2M【Machine to Machine(機械と機械の通信)】:センサーネットワーク、遠隔地からの販売在庫管理等



# 電波法の一部を改正する法律案の概要(電波利用料関係②)

## (3) その他の料額の見直し

- 同報系デジタル防災行政無線、ホワイトスペースを活用する**エリア放送**の電波利用料について、より**低廉な料額**とする  
同報系デジタル防災行政無線 → 音声により災害発生を住民に伝達する同報系防災行政無線のデジタル化に伴う費用負担増を回避  
(デジタル化により、子局が双方向通信が可能となることから、新たに電波利用料が発生するため)  
エリア放送→優先順位が高い無線局から保護されないエリア放送の利用料が、優先される無線局より高額であるため。

(参考) 同報系防災行政無線の料額	現行 親局、子局 15,900円/局	⇒ 親局 19,050円、子局 550円
エリア放送の無線局の料額	現行 31,800円/局	⇒ 1,000円(地上デジタル放送の最も低廉な料額相当額)

- 次期における電波利用料の料額の増加は、現行の料額に比して2割を超えないよう料額を算定する

## 2 電波利用料の用途の追加

ラジオ放送の難聴解消のため、小電力のFM中継局整備に対する支援を用途に追加する

⇒ ラジオ放送は、一斉同報型無線システムであり、災害時に輻輳が発生しないことや受信機が乾電池で作動する等災害時における情報提供手段として重要であることから、期限を限り、必要最小の空中線電力による中継局整備について補助を行う。

## 3 電波利用料関係の改正

### (1) 分割納付規定の整備

- 広域専用電波に係る電波利用料の分割納付を可能とする  
(携帯電話、移動受信用地上基幹放送等が対象。現在、原則1年分を一括払いであるところ、年4回の分割納付を可能とする予定。)

### (2) 災害時等の無線通信の確保

- 災害時等において、人命救助や災害救護等を目的として、臨時に開設する無線局(総務大臣が認めるもの)について、電波利用料及び免許申請等に係る手数料を免除する  
(例)災害時に、民間企業から被災地の市町村に無償貸与される衛星携帯電話や簡易無線システム等

# 電波法の一部を改正する法律案の概要③(その他の改正事項)

## 4 その他の改正事項

### (1) 技術基準適合証明等\*の表示方法に係る規定の整備

※ 無線設備が電波法に定める技術基準に適合している旨の表示であり、免許手続の簡素化や免除の要件。

- 技術基準適合証明等を受けた無線モジュールを組み込んだ製品の製造事業者等が、その無線モジュールに付されている技術基準適合証明等の表示を製品に転記することを可能とする。  
⇒ 利用者が、製品の外からも技術基準適合の状況を確認できるようになり、安心して製品を使用可能

### (2) 第三者による携帯電話端末の修理に係る規定の整備

- 携帯電話端末について、総務大臣に登録を行った修理業者が、電波特性に影響を与えない修理について、修理の適切性を自己確認し、技術基準への適合性等を表示可能とする。  
⇒ 修理を行った者を明確化し、利用者の安心感を醸成

### (3) 無線局情報の公表範囲の拡大

- 電波行政の透明性を確保する観点から、包括免許等の対象とされた携帯電話等の基地局の設置場所に関する情報についてもインターネット等による公表の対象とすることを可能とする。

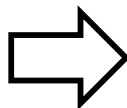
### (4) 登録検査等事業における検査\*を行う者の資格要件の見直し

※ 無線設備の測定(出力、周波数等)などを行った上で、法令に違反していないか判定すること

- 登録検査等事業において検査を行う者(判定員)不足や検査対象である携帯電話基地局等の増加を踏まえ、判定員に求められる資格及び業務経験等の要件緩和を行う。  
⇒ 判定員の確保が進み、適正な無線局検査体制の実現

(現行制度)

求められる資格の例	業務経験
第一級総合無線通信士 (放送局、船舶や航空機の大出力無線局の操作ができる資格)	5年以上



下位資格を追加

(見直し後)

求められる資格の例	業務経験
第一級陸上特殊無線技士 (携帯電話基地局など小規模な無線局の操作ができる資格)	7年以上 (点検員業務経験の場合3年以上)